

大阪府における取組について

①大阪府自殺未遂者支援センター ②大阪府妊産婦こころの相談センター

(実施期間) ①平成28年1月～

②平成28年2月～

(実施経費) ①平成27年度 3,323千円

②平成27年度 2,292千円

(実施主体) 大阪府

【地域の特徴・自殺者数の動向】

大阪府の自殺者数は、平成10年以降2,000人を超える状況が続いたが、平成23年から減少し始め、27年は1,295人となった。また、府の27年の自殺死亡率は14.7で全国の都道府県の中で最も低い。若年層や高齢者の自殺死亡率の減少は、他の年齢層と比較して小さい。さらに、再企図率の高い自殺未遂者への支援、母子保健と連携した産後うつ病を含む妊産婦のこころの健康への対応など、新たな取組が必要である。



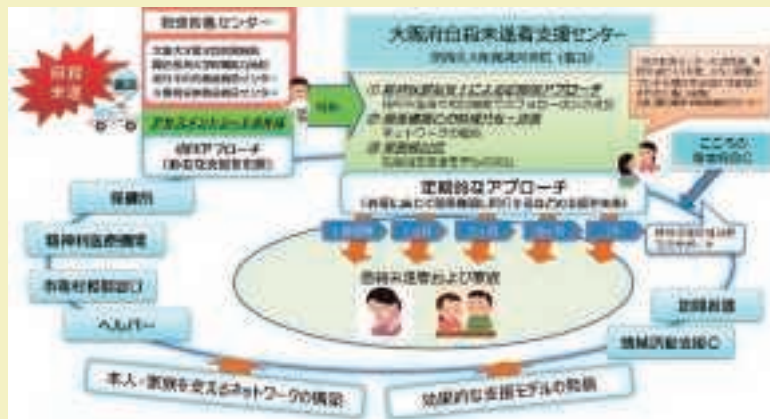
① 大阪府自殺未遂者支援センター

【事業の背景・必要性】

- ・自殺未遂者は再び自殺を図り、死に至るリスクが高い。
- ・自殺未遂後、救命救急センターに搬送されることが多く、自殺未遂から1年間は再び自殺を図る可能性が極めて高い。
- ・自殺を図る動機はひとつではなく、健康問題、家庭問題、経済・生活問題など複数の問題が関連。

⇒再び自殺を図るリスクの高い時期に、適切な機関に継続的につなぐことが必要。

【事業目標 事業内容】



救命救急センターが搬送された自殺未遂者に対して、未遂に至った背景や原因について聞き取り、必要な支援についての情報を大阪府自殺未遂者支援センターへ報告。抱えている悩みの解決に向けて精神保健福祉士が相談に乗るとともに必要に応じて、精神科医療機関や行政等の相談窓口につなげるなど、1年間（1週間後、1か月後、3か月後、6か月後、1年後）定期的にフォローアップする。

【事業実施にあたっての運営体制】

関西医科大学附属滝井病院に委託。専任の精神保健福祉士を配置して実施。

【事業の工夫点】

- ・府内を4つのブロックに分け、そのブロックで1か所、救命センターを選定、府内4か所の救命センターに搬送された自殺未遂者で同意が得られたケースを対象とした。
- ・自殺の再企図のリスクの高い1年間に、抱えている問題に応じた相談機関につなぎ、定期的にフォローアップすることで再企図防止に努めている。

【今後の課題】

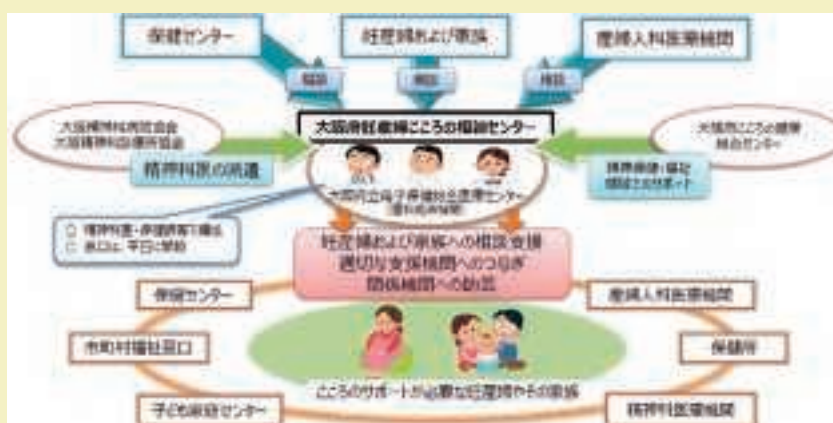
- ・本事業で培った自殺未遂者への効果的な支援方策を府内16か所の救命救急医療機関や地域の関係機関にフィードバックすることで、関係職種のスキルアップにつなげていく。
- ・未遂者支援を通して地域の関係機関及び精神科医療機関と救命救急センターの連携強化を図る。

② 大阪府妊産婦こころの相談センター

【事業の背景・必要性】

- ・妊産婦の自殺は産科的死亡の約4倍の数があると推計され、また社会的かつ周囲に与える影響も大きく緊急な対策が必要である。
- ・うつ病は自殺の大きな要因であるが、産前、産後は精神的に不安定な時期であり、10～20%が産後うつになる。

【事業目標 事業内容】



妊産婦の自殺予防やメンタルヘルス対策を目的に、大阪府妊産婦こころの相談センターがワンストップ窓口として、電話相談、面談、診察、関係機関の紹介など必要な支援を行う。関係機関に専門的な助言や支援機関について情報提供を行う。

【事業実施にあたっての運営体制】

大阪府立母子保健総合医療センターに委託。専属の精神科医、相談員（保健師、心理士など）、産婦人科医を配置して実施。

【事業の工夫点】

- ・多職種が連携して支援を実施。
- ・大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大阪産婦人科医会の理解・協力を得て運営。
- ・府内の全精神科医療機関に、妊産婦の診療状況と診療を行う際の課題に関してアンケートを実施。

【今後の課題等】

- ・妊産婦メンタルヘルス対策、産後うつ病対策のために精神科、産婦人科を含む多職種連携を実現。
- ・精神科医療機関の妊産婦診療状況、課題の分析。
- ・妊産婦診療を行う精神科医療機関数の増加。
- ・妊産婦のメンタルヘルスや自殺に関する正確な実態把握。

（大阪府 健康医療部保健医療室地域保健課）

8 遺された人への支援を充実する取組

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援

内閣府では、平成20年度に、自死遺族支援について豊富な経験を有している民間団体との連携により、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修や、講習会・意見交換会などを実施し、民間団体などの活動が自立的に運営されるよう支援し、21年度には、「自死遺族支援研修等事業」を実施し、自死遺族のための分かち合いの会の運営についての研修に加え、講習会、自死遺児支援のための集いを実施した。

また、地域自殺対策緊急強化基金及び地域自殺対策強化交付金を通じ、自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援を実施している。

自殺予防総合対策センターでは、平成21年に厚生労働省で作成された自死遺族支援に関わる相談担当者等のための指針について、近年の状況を踏まえた改定に取り組み、28年3月に改訂版を刊行した。また、26年度に児童相談所を対象に調査し、児童相談所で支援する児童の一定数に、親の自殺関連行動への関わりを余儀なくされている児童がいることが確認されたことに対応して、遺児支援のための手引きを作成し、27年3月に公表した。

(2) 学校、職場での事後対応の促進

文部科学省では、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、児童生徒の自殺が起こった際の、周囲の関係者に対するメンタルヘルスや危機管理、第三者による調査も視野に入れた背景調査などの事後

対応在り方について検討を行い、22年3月に「子ども自殺が起きたときの緊急対応の手引き」、23年6月に「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（26年7月に改訂）」をそれぞれ作成した。これらの資料を活用し、各教育委員会等の生徒指導担当者や、校長・教頭などの管理職を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」を開催し、周知を図っている。

また、職場については、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を通じて、自殺発生直後の職場での対応等を示したマニュアル「職場における自殺の予防と対応」を周知している。

(3) 遺族等のための情報提供の推進等

地方公共団体では、地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成し、配布している。

内閣府では、いわゆる「心理的瑕疵物件」をめぐる空室損害に関し、過去の裁判例を収集し、裁判例に示されている法的な考え方や損害賠償の現状を整理するための調査を平成26年度に実施し、同調査を基に27年度に判例集を作成し公表した。

(4) 遺児への支援【再掲】

「3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組（2）教職員に対する普及啓発等の実施」及び「8 遺された人への支援を充実する取組（1）遺族の自助グループ等の運営支援」参照。

COLUMN 10

遺族支援の取組について

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

【みずべの集いの設立と趣旨】

平成21年2月に設立集会を開き、同年3月より毎月1回自死遺族の「わかちあい」を行っている。28年3月で85回（東日本大震災の発生月は中止）の開催となり、参加者もスタッフも全員自死遺族による自助グループである。設立の趣旨は、大切な人を自死で亡くした方が、参加者それぞれの思いを尊重し、互いに、語り、聞き合うなかで、共に、生きなおす力を培える場をつくること。「わかちあい」を定期的に開催することに主眼を置き活動をしている。

【主な活動】

1. わかちあいの開催

原則、毎月第四日曜日の午後に偶数月は世田谷区で奇数月は渋谷区にて開催している。会の説明から始め簡単な自己紹介を一巡してから、2から4グループに分かれて「わかちあい」を行う。参加者は10人から30人前後である。終了後は場所を変え、クールダウンの時間を設けている（自由参加）。同じ遺族でもそれぞれ違いはあるが、得られることの一つに、客観性が挙げられる。



2. 特別開催

わかちあいの他にミニ遠足・食事会等を年に4回程開催している。現在わかちあいに参加されている方、以前わかちあいに参加されていた方、まだ参加されていない方等が、遺族同士の交流の時を持ちたいと参加される。ミニ遠足はランチの後、庭園等を散策する。

3. ブログでの交流

ブログを開設し、会の案内や自死に関する情報を掲載している。コメント欄では遺族同士の交流があり、ネット上での「わかちあい」の場になっている。

4. メールでの相談

ブログ上にメールアドレスを掲載し、自死遺族からの様々な相談を受け付けている。

5. スタッフの外部活動

スタッフ個人は、会以外でも様々な自死関係の活動を行っている。それぞれ、グリーフケア・サポートプラザ・全国自死遺族連絡会・自死遺族等の権利保護研究会、他に所属している。

【行政と他の自助グループとの連携】

みずべの集いは、世田谷区名義使用・渋谷区後援名義等使用を承認され開催している。また近隣の自助グループ、さいたま市「なないろの集い」・川崎市「カーネーションの集い」・横浜市「虹のかけはし」と連携を取っている。

【今後の課題】

スタッフの確保、会場の予約と経費をどのように賄っていくかである。会場は公の施設を使用し

ているが、予約の確保の条件と競争が激しく希望の日時で予約できない場合があること。経費は参加者から頂く会費とスタッフの寄付で賄っている。スタッフについては希望者を待つしかないのが現状である。

【遺族に対する情報と支援について】

わかちあいに関しては情報が少なく、参加をしてどのような効果があるのか、また、自助グループ、サポートグループの違いも知られていないのが現状である。

平成26年度死因別死亡者数（厚生労働省）では自死は8位となっている。それでも、一般社会では自死に関する正しい情報は多くない。自死が何故起こるのか、遺族になった時の対処等は、事後になって初めて入手することが多く、混乱の中での情報収集は正確さに欠ける。他の死因であればある程度は把握している場合が多い。事前に情報を得ておくことは大切なこと。そして、残念ながら自死と言う死因には未だに差別・偏見がある。

行政と民間が自死に関する情報交換を深めて連携を取ることが、遺族支援の推進につながるのではないかと考える。遺族が自由に支援情報を得られ選択できるように構築することが望まれる。

自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/mizubenotudoi>

メールアドレス mizubenotudoi@gmail.com

（自死遺族とうきょう自助グループ「みずべの集い」スタッフ一同）